

I 障がい者手帳の交付

1 身体障がい者手帳

<p>ない 内 容</p>	<p>しかく ちょうかく へいこうきのう おんせい げんごきのう きのう したい しんぞうきのう ぞうきのう かんぞうきのう 視覚・聴覚・平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体、心臓機能、じん臓機能、肝臓機能、 こきゅうききのう また ちよくちのきのう しょうちのきのうおよ めんえききのう しょう ひと こうふ 呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能及び免疫機能に障がいのある人に交付されます。 しょう ていど きゅう きゅう とうきゅう きゅうたんどく てちよう こうふ 障がいの程度により1級から7級までの等級があります。(7級単独での手帳の交付はありません。) てちよう しゅとく しょう しゅべつ ていど おう りよう 手帳を取得することにより、障がいの種別と程度に応じたサービスを利用できるようになります。</p>
<p>しんせいてつづき 申請 手続</p>	<p>とどうふけん ちじ していいい しんだん う かき けいさい そ しんせい 都道府県知事の指定医師の診断を受けられましたら、下記に掲載のものを添えて、申請してください。 てつづき ひつよう しんせいしよ しょう ふくしかまどぐち わた 【手続に必要なもの】① 申請書(障がい福祉課窓口でお渡します。) ② 顔写真(縦4センチメートル×横3センチメートル) ③ 診断書・意見書(所定のもの) ④ 個人番号カード(マイナンバーカード) ⑤ 承諾書 ⑥ 公的医療保険の資格確認ができるもの (健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ) しちょうそんみんぜいひか ぜいせたい せいかつ ほご う ひと ほご か そうだん ひと しんだんりよう 市町村民税非課税世帯(生活保護を受けている人は、保護課にご相談ください。)の人には診断料を じよせい りようしゅうしよ こうざばんごう いんかん じさん 助成しますので、その領収書・口座番号がわかるもの・印鑑をご持参ください。</p>
<p>さいにんてい 再認定</p>	<p>しょう じょうたい さいにんてい ひつよう ひと てちよう こうふ さいにんていひ してい 障がいの状態によって、再認定が必要となる人がおり、手帳交付のときに再認定日が指定されます。 てちよう きさい さいにんていねんげつ かげつまえ さいにんていてつづき かげつまえ つうち 手帳に記載されている再認定年月の3箇月前から再認定手続ができます。(おおむね3箇月前に通知 ぶんしよ ほつそう 文書を発送いたします。) てつづき ひつよう しんせいしよ しょう ふくしかまどぐち わた 【手続に必要なもの】① 申請書(障がい福祉課窓口でお渡します。) ② 顔写真(縦4センチメートル×横3センチメートル) ③ 診断書・意見書(所定のもの) ④ 個人番号カード(マイナンバーカード) ⑤ 承諾書 ⑥ 公的医療保険の資格確認ができるもの (健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ) ⑦ 現在お持ちの手帳 しちょうそんみんぜいひか ぜいせたい ひと しんだんりよう じよせい りようしゅうしよ こうざばんごう いんかん 市町村民税非課税世帯の人には診断料を助成しますので、その領収書・口座番号がわかるもの・印鑑 をじさん をご持参ください。</p>

とうきゆうへんこう 等級変更	しょう たいど か おも ばあい さいにんてい おな てつづき おこ くだ 障がい ^{しょう} の程度 ^{たいど} が変わった ^か と思われる ^{おも} 場合は、再認定 ^{さいにんてい} と同じ ^{おな} 手続 ^{てつづき} を行って ^{おこ} 下さい。
きょじゅうち 居住地 しめいへんこう 氏名変更	か き けいさい のもの を 添えて、 下記の手続窓口 ^{か き てつづきまどぐち} で変更手続 ^{へんこうてつづき} をしてください。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 市外^{しがい}への転出^{てんしゅつじ}時の手続窓口^{てつづきまどぐち}: 転出先^{てんしゅつさき}の障がい^{しょう}福祉担当窓口^{ふくしたんとうまどぐち} ■ 市内^{しなひ}での転居^{てんきよじ}時の手続窓口^{てつづきまどぐち}: 障がい^{しょう}福祉課^{ふくしか} <p>【手続に必要なもの】① 現在お持ちの手帳^{げんざい も てちょう}</p> <p>② 個人番号カード(マイナンバーカード)^{こじんばんごう}</p> <p>③ 委任状(任意代理人の場合は必要です。)^{いにんじょう にんいだいにん ばあい ひつよう}</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 氏名変更^{しめいへんこう}の場合は、市内^{しなひ}での転居^{てんきよじ}時の手続^{てつづき}と同様^{どうよう}です。
さいこうふ 再交付	てちょう ふんじつまた はそん か き そ さいこうふ しんせい 手帳 ^{てちょう} を紛失 ^{ふんじつまた} 又は破損 ^{はそん} したときは、下記 ^{か き} のものを添えて、再交付 ^{さいこうふ} の申請 ^{しんせい} をしてください。 <p>【手続に必要なもの】① 個人番号カード(マイナンバーカード)^{こじんばんごう}</p> <p>② 委任状(任意代理人の場合は必要です。)^{いにんじょう にんいだいにん ばあい ひつよう}</p> <p>③ 現在お持ちの手帳(破損の場合)^{げんざい も てちょう はそん ばあい}</p> <p>④ 顔写真(縦4センチメートル×横3センチメートル)^{かおじやしん たて よこ}</p>
へん かん 返 還	てちょう こうふ う ひと しぼう ばあい しょう たいど か ほう さい しょう がいと 手帳 ^{てちょう} の交付 ^{こうふ} を受けた人が死亡 ^う された場合 ^{ひと} や障がい ^{しぼう} の程度 ^{ばあい} が変わり、法 ^{しょう} に定める障がい ^{たいど} に該当 ^か し なくな ^{ほう} った時は、下記 ^{さい} に掲載 ^{しょう} のものを添えて、障がい福祉課 ^{しょう} 窓口 ^{ふくしかまどぐち} で返還 ^{へんかん} 手続 ^{てつづき} してください。 <p>【手続に必要なもの】 返還^{へんかん}する手帳^{てちょう}</p>
た そ の 他	てちょう たにん じょうとまた たいよ 手帳 ^{てちょう} を他人 ^{たにん} に譲渡 ^{じょうとまた} 又は貸与 ^{たいよ} することはできません。
まど 窓 口	しょう ふう しか 障がい福祉課 ^{しょう ふう しか}

※ 身体障がい者手帳の等級に該当するかどうかは、指定医師にご相談ください。

※ 申請を受け付けてから手帳が交付されるまでの所要日数

【申請手続】・【再認定】・【等級変更】・・・約50日から70日

【再交付】・・・・・・・・・・・・・・・・・・約30日

なお、手帳が交付されましたら、障がい福祉課より連絡させていただきます。

2 療育手帳

内 容	<p>障がいの程度によりA(重度)、B1(中度)、B2(軽度)に分けられます。</p> <p>手帳を取得することにより、障がいの程度に応じたサービスを利用できるようになります。</p>
申請手続	<p>下記に掲載のものを添えて、申請をしてください。</p> <p>18歳以上の人は、簡単な聞き取りがありますので、必ず事前に連絡の上、手続してください。</p> <p>【手続に必要なもの】① 申請書(障がい福祉課窓口でお渡します。)</p> <p>② 顔写真(縦4センチメートル×横3センチメートル)</p> <p>③ 個人番号カード(マイナンバーカード)</p>
更新	<p>次回の判定時期が手帳に記されています。</p> <p>更新される場合は、3箇月前から更新手続ができますので、下記に掲載のものを添えて申請してください。</p> <p>18歳以上の人は、簡単な聞き取りがありますので、必ず事前に連絡の上、手続してください。</p> <p>【手続に必要なもの】① 申請書(障がい福祉課窓口でお渡します。)</p> <p>② 顔写真(縦4センチメートル×横3センチメートル)</p> <p>③ 個人番号カード(マイナンバーカード)</p> <p>④ 現在お持ちの手帳</p>
居住地 氏名変更	<p>下記掲載のものを添えて、下記手続窓口で変更手続をしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 市外への転出時の手続窓口: 転出先の障がい福祉担当窓口 ■ 市内での転居時の手続窓口: 障がい福祉課 <p>【手続に必要なもの】 現在お持ちの手帳</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 氏名、連絡先、保護者の変更手続も同様です。
再交付	<p>手帳を紛失又は破損したときは、下記に掲載のものを添えて、再交付の申請をしてください。</p> <p>【手続に必要なもの】① 現在お持ちの手帳(破損の場合)</p> <p>② 顔写真(縦4センチメートル×横3センチメートル)</p>
返 還	<p>手帳の交付を受けた人が死亡された場合又は対象事項に該当しなくなった場合は、下記に掲載のものを添えて、障がい福祉課窓口で返還手続してください。</p> <p>【手続に必要なもの】 返還する手帳</p>
そ の 他	<p>手帳を他人に譲渡又は、貸与することはできません。</p>
まど ぐち 窓 口	<p>障がい福祉課</p>

※ 申請を受け付けてから手帳が交付されるまでの所要日数

【申請手続】・【更新】……………約60日から90日

【再 交 付】……………約40日から60日

なお、手帳が交付されましたら、障がい福祉課より連絡させていただきます。

3 精神障がい者保健福祉手帳

<p>ない 内 容</p>	<p>精神障がいのために長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人が対象となります。</p> <p>障がいの程度により1級から3級までの等級があります。</p> <p>手帳を取得することにより、障がいの種別と程度に応じたサービスを利用できるようになります。</p>
<p>しんせいてつづき 申請手続</p>	<p>医師の診断を受けられましたら、下記に掲載のものを添えて、申請してください。</p> <p>【手続に必要なもの】</p> <p>① 申請書(障がい福祉課窓口でお渡します。)</p> <p>② 顔写真(縦4センチメートル×横3センチメートル)</p> <p>③ 下の(1)又は(2)のどちらか一方をご用意ください。</p> <p>(1) 診断書(所定の様式で、初診日から6箇月以上経過した時点のもの)</p> <p>(2) 障害年金証書・特別障がい給付金の写し(こちらの場合は、下の2点も必要です。)</p> <p>■ 直近の年金振込通知書又は年金支払通知書の写し</p> <p>■ 社会保険庁又は共済組合等に照会するための同意書(障がい福祉課窓口でお渡します。)</p> <p>④ 個人番号カード(マイナンバーカード)</p> <p>⑤ 委任状(任意代理人の方が申請される場合は必要です。)</p> <p>※年金支給理由に、精神以外の障がいがありましたら、手帳申請は不承認となる場合があります。その場合は、改めて医師の判断の上、診断書による申請を行うことは可能です。</p>
<p>こう 更 新</p>	<p>手帳の有効期限は2年です。更新される場合は有効期限の3箇月前からできます。</p> <p>更新手続には、下記に掲載のものを添えて申請してください。</p> <p>【手続に必要なもの】</p> <p>① 申請書(障がい福祉課窓口でお渡します。)</p> <p>② 顔写真(縦4センチメートル×横3センチメートル)</p> <p>③ 下の(1)又は(2)のどちらか一方をご用意ください。</p> <p>(1) 診断書(所定の様式で、初診日から6箇月以上経過した時点のもの)</p> <p>(2) 障がい年金証書・特別障がい給付金の写し(こちらの場合は、下の2点も必要です。)</p> <p>■ 直近の年金振込通知書又は年金支払通知書の写し</p> <p>■ 社会保険庁又は共済組合等に照会するための同意書(障がい福祉課窓口でお渡します。)</p> <p>④ 個人番号カード(マイナンバーカード)</p> <p>⑤ 委任状(任意代理人の方が申請される場合は必要です。)</p> <p>⑥ 現在お持ちの手帳</p>
<p>とうきゆうへんこう 等級変更</p>	<p>障がいの程度が変わったと思われる場合は、更新の場合と同じ手続を行ってください。</p>

<p>居住地 氏名変更</p>	<p>下記のものを添えて、下記の手続窓口で変更手続をしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 市外への転出時の手続窓口：転出先の障がい福祉担当窓口 ■ 市内での転居時の手続窓口：障がい福祉課 <p>【手続に必要なもの】① 現在お持ちの手帳</p> <p style="padding-left: 40px;">② 個人番号カード(マイナンバーカード)</p> <p style="padding-left: 40px;">③ 委任状(任意代理人の場合は必要です。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 氏名変更の場合は、市内での転居時の手続と同様です。
<p>再交付</p>	<p>手帳を紛失又は破損したときは、下記に掲載のものを添えて、再交付の申請をしてください。</p> <p>【手続に必要なもの】① 個人番号カード(マイナンバーカード)</p> <p style="padding-left: 40px;">② 委任状(任意代理人の場合は必要です。)</p> <p style="padding-left: 40px;">③ 現在お持ちの手帳(破損の場合)</p> <p style="padding-left: 40px;">④ 顔写真(縦4センチメートル×横3センチメートル)</p>
<p>返還</p>	<p>手帳の交付を受けた人が死亡された場合又は対象事項に該当しなくなった場合は、下記に掲載のものを添えて、障がい福祉課窓口で返還手続してください。</p> <p>【手続に必要なもの】 返還する手帳</p>
<p>その他</p>	<p>手帳を他人に譲渡又は、貸与することはできません。</p>
<p>窓口</p>	<p>障がい福祉課</p>

※ 申請を受け付けてから手帳が交付されるまでの所要日数

【申請手続】・【更新】・【等級変更】……90日前後

【再交付】……60日前後

なお、手帳が交付されましたら、障がい福祉課より連絡させていただきます。